

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十一年七月二日

広島県知事 藤田 雄山

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請の年月日</p>
<p>特定非営利活動法人広島聴覚障害者福祉会</p>	<p>濱村 孝正</p>	<p>広島県広島市中区吉島西一丁目七番二号</p>	<p>この法人は、聴覚と他の障害を併せ持つ重複障害者とその家族（以下重複障害者等という）に対して、地域生活支援に関する諸事業を行う。これらの事業は、コミュニケーション環境の整備を図ることにより、重複障害者等が地域で生活を営むことができるように支援する。また、重複障害者等の自立と社会参加へのあらゆる支援を行い、福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。</p>	<p>・目的の変更 ・事業の変更</p>	<p>平成二十一年六月一八日</p>
<p>特定非営利活動法人ひまわりの家宮沖</p>	<p>吉田 良輝</p>	<p>広島県三原市宮沖三丁目一二番九号</p>	<p>この法人は、三原市及びその近郊に居住する障害者（児）に対して、地域で自立した生活ができるように、相談及び助言など具体的な指導、支援活動に関する事業を行い、レクレーション、広報事業、障害者（児）本人による様々な活動の支援事業を実施し、安心して暮らせる地域づくりを行い、地域福祉の増進に寄与するこ</p>	<p>・事業の変更 ・役員の数の変更</p>	<p>平成二十一年六月二二日</p>

<p>特定非営利 活動法人知 的財産権サ ポート協会</p>	
<p>高丸 晃</p>	
<p>広島県広島 市西区観音 本町一丁目 一八番一四 ―六〇四号</p>	
<p>この法人は、発明や アイデア発想に関 心を持つ市民発明 家および知的所有 権に関する仕事に 関心を持つ個人及 び団体に対して、知 的所有権に関する 情報の提供や市民 発明家の人々にア イデアの発想法や 権利化のための特 許出願の仕方等の サポート、教育、指 導、に関する事業を 行い、社会教育の推 進を図る活動に寄 与することを目的 とする。</p>	<p>とを目的とする。</p>
<p>加 ・事業の変更 ・会員種別の追</p>	
<p>平成二二年 六月二四日</p>	